

件名	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例	
主管課	障害福祉課	
根拠法令等		
<p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県立子ども療育センターの使用料及び手数料を徴収しようとするもの</p>		
1 使用料の額		
	使用の区分	使用料
	児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援 ・ 肢体不自由児に対する独立自活に必要な知識技能の訓練指導 ・ 重症心身障害児に対する日常生活の指導	同条第2項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額
	障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所 ・ 在宅の身体障害者、知的障害者等が一時的に保護又は指導を必要とした場合の短期保護	同法第29条第3項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額
	診療 [ 病院機能 ]	健康保険法又は老人保健法の規定による療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として規則で定める額
	重症心身障害児等の通所 ・ 在宅の重症心身障害児等への通園による訓練指導	食事の提供に要する費用として規則で定める額
	センターの施設、附属設備及び備品の使用	実費を勘案して規則で定める額
2 手数料の額		
診断書その他の文書等の交付 1件につき4,720円の範囲内で規則で定める額 (県立病院と同額)		
3 使用料及び手数料の納付時期		
	・ 使用料 指定施設支援及び短期入所 指定施設支援等を受けた日の属する月の翌月の末日 診療 診療を受けた日又は入院その他知事が必要と認めるときは、知事が指定する日 重症心身障害児等の通所 食事の提供を受けた日の属する月の翌月の末日 センターの施設、附属設備 使用の際、ただし、知事が認めるときは、後納が可能 及び備品の使用	
	・ 手数料 診断書その他の文書の交付を受けた日	
4 使用料及び手数料の減免		
特に必要と認められる者に対しては、使用料及び手数料を減免		
5 使用料及び手数料の不還付		
施行日	平成19年4月1日	